

第 1 0 回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 5 月 1 0 日（金） 午前 9 時 0 0 分から午前 1 0 時 4 5 分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室 3 0 1

3. 在任委員数 1 9 名

4. 出席委員 1 7 名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
副会長(会長職務代理者)	1 8	今井 百合	委員	1 0	奥村 淳子
委員	1	藤井 利徳	委員	1 1	奥村 喜美子
委員	3	緩利 哲治	委員	1 2	寺田 勝典
委員	4	曾我 秀美	委員	1 3	黄瀬 忠幸
委員	5	中本 芳美	委員	1 4	植西 良隆
委員	6	福野 憲二	委員	1 5	林田 清光
委員	7	森地 良彦	委員	1 6	鍋家 善幸
委員	8	山崎 容子	委員	1 7	山川 芳範
委員	9	勝井 麻有美			

5. 欠席委員 議席 2 番 中島 準一 委員
議席 1 9 番 伴 慎也 委員

6. 議 長 議席 1 8 番 今井 百合 副会長

7. 議事録署名委員 議席 1 番 藤井 利徳 委員
議席 3 番 緩利 哲治 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第49号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第51号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第52号 「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」及び「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）」について
- 議案第53号 甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について

6) 報告事項

- 事務局報告

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

局長	田村 勝也
局次長	大西 努
係長	澤田 均
係長	西田 輝彰

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第2項の規定により、副会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席番号2番中島準一委員、議席番号19番伴慎也委員の2名。遅参、早退の届出もございません。よってただ今の出席委員は17名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席1番藤井利徳委員、議席3番緩利哲治委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第48号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号5について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号5番について説明します。調書は3ページ、参考図は1ページから3ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。土地所有者は成年被後見人であり、農地の管理が行えないことから、財産管理を行うことができる成年被後見人が譲渡人となり、土地所有者の親戚にあたる譲受人とで農地の所有権移転について合意し、申請されました。

譲受人は申請地にて水稻及び野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号5については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。
ただいま、事務局で説明いただいたとおりです。
令和6年4月1日に代理人と現地確認を行い、何も問題がないことから、許可相当と思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、区域番号7岡崎推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

- 事務局 代読します。当案件の農地利用最適化推進に関して、問題なく妥当であると思います。以上です。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号5について採決いたします。
- 賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号5については、許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、3条調書、整理番号6について審議いたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号6について説明します。参考図は4ページから7ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
- 譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と所有権移転について合意し、申請されました。
- 申請地は、まもなく大区画のほ場整備事業の区域として整備見込みであるものの、事業実施前に土地整理を希望する譲渡人との協議により、事業に先立って3条申請があったものです。残る持ち分の所有者についても同様に協議がなされており、将来的には譲受人となる営農組合が農地取得される見込みとなっております。申請地では、水稻の栽培を行う予定です。
- 申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議長 3条調書、整理番号6については、議席6番福野委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号6番福野です。令和6年3月11日に保井推進委員と現地を確認し、申請者から申請理由について聞き取りました。譲渡人は市外在住されていて、農地の維持管理が困難であるという理由であります。譲受人の和野営農組合

は、和野地区にて大区画のは場整備事業を計画されておりまして、地権者及び耕作者への意向調査の結果、この件に関して賛同が得られたこと、また譲渡人はは場整備事業の実施前に売却したいとの意向から譲り受けられることになりました。今後も引き続き和野営農組合が農地の維持管理をされることから、農地利用最適化の推進に支障がないと認められます。よって、許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。以上です。

議 長 続いて、区域番号10保井推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。事務局並びに福野農業委員のご説明、ご意見のとおりです。なお、申請は現況水稻農地の変更等を目的としたものでなく、より最適な農地利用を迅速に進めるためであり、農地利用を阻害する事柄はなく、農地の大規模農地改良を図るものです。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号6について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号6については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号7について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号7番について説明します。参考図は8ページ、9ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

譲渡人は相続により農地取得したものの、農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲渡人は財産処分を進めているなかで、実家の隣接者である譲受人と話がまとまったもので、申請地にて、水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許

可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号7については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。当該地区は今言われた通り青地でありまして、農地の下側にも地元の方が耕作をされている土地があります。譲受人は意欲的に農業に取り組んでいただいている方で清水推進委員にも顔が通っており安心して農地を任せることができる方だと思っております。

なお、農地の途中にある農地ですので、隣接する農地の方とのお話し合いなど、今後の管理方法については、清水推進委員とも話ができるということでしたので、問題ないと思っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号23清水推進委員 意見をお願いします。

担当推委 区域番号23番清水です。該当の農地は現在、地元の営農が生産調整の小麦を栽培しております。小麦の収穫後管理を移行するということで、譲受人と話が進んでおります。譲受人は来年以降に水稻栽培を行うと言っておられます。

このことから、農地利用の最適化の推進に何ら問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号7について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号7については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号8については、次の整理番号9と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。

また、議席12番寺田委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【寺田委員退室】

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号８番、整理番号９番について説明します。参考図は１０ページ、１１ページで、整理番号９番の調書は４ページ、参考図は１２ページ、１３ページです。申請地はいずれも農業振興地域内の白地農地です。

申請農地はおよそ４０年前に、譲受人、譲渡人双方の親が農地を交換し、これまでも耕作を続けてこられましたが、昨年度の法改正により、所有権移転登記が可能となったことを受けて、双方で合意し申請されました。申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

また、整理番号９番はもう一方の土地交換であり、譲受人の居所隣接地である申請地にて、自家消費用の野菜の栽培を行う予定です。申請内容を審査した結果、整理番号８番、整理番号９番のいずれも農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 ３条調書、整理番号８及び整理番号９については、議席１４番植西委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号１４番植西です。今事務局からの説明のとおりであり、何も問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号４２城推進委員 意見ををお願いします。

担当推委 区域番号４２番城です。この件については、農地利用最適化推進には支障はありませんので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、３条調書、整理番号８について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号8については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号9について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号9については、許可とすることに決定いたします。
それでは、寺田委員の入室、着席を求めます。

【寺田委員入室】

議 長 続きまして、3条調書、整理番号10について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号10番について説明します。参考図は14ページ、15ページです。
申請地は、1012番は農業振興地域内の白地農地、残る2筆は青地農地です。
譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権
移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は農業をしながら田舎暮
らしができる物件を探されていたもので、申請地にて、野菜の栽培を行う予定で
す。譲受人からは営農計画書が出されており、会社員である傍ら、自家消費用の
野菜を栽培するにあたり、必要な農機具を購入するなど耕作体制を整えられるこ
とから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許
可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号10については、議席14番植西委員、説明をお願いします。
す。

担当農委 議席番号14番植西です。事務局からの説明のとおりでありまして、何ら問題
ないと思いますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号45関谷推進委員 意見を申し上げます。

担当推委 区域番号45番関谷です。この土地につきましては、植西農業委員と立ち会い
させていただいて、空き家になっていましたが、また人が入っていただいて、農

地を管理していただくということで大変喜んでいきます。農地利用最適化推進につきましても問題ないので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号10について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。

よって、整理番号10については、許可とすることに決定いたします。

議案第48号については以上であります。

議長 　続きまして、議案第49号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

4条調書、整理番号1については、議案第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」の5条調書、整理番号6と関連がございますので、一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号1番及び議案第50号、整理番号6番について説明します。調書は6ページ、参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画図は18ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の農用地区域内農地です。営農型太陽光発電設備の設置を目的とする、一時転用の申請です。申請者は、9年前から土地の有効利用を目的に、太陽光発電設備設置を申請され、営農型発電施設として3年間毎の一時転用許可を受けており、今回は、新たに令和9年5月までの一時転用の更新申請を行われたものです。なお、5条調書、整理番号6番は当該譲受人の子であり、申請地西側半分の土地にて、太陽光パネル設置者として賃借されるための申請であり、同様に令和9年5月までの一時転用の更新申請を行われております。申請地は、農用地区域内農地ですが、農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」による施設であるため、農用地区域内農地でも要件を満たせば許可可能となっております。太陽光発電施設の下部では、ミョウガを作付けされています。更新にあたっては、下部農地での単収が周辺地域の平均的な単収と比較し

て、概ね8割確保されていることなど、営農状況を総合的に審査することとなりますが、降水量不足で収量が下回った直近年度を除き、前2年間はいずれも収量が確保された旨の報告がなされております。一方、パネル下部で作付けがされていない箇所が一部見受けられたため、営農の適切な継続の観点から、今後は栽培区域を拡大する旨を条件として記した、農業委員および推進委員からの意見書が添付されています。この他、設備に関しては、支柱は金属杭の簡易な構造で、容易に撤去可能なものであることから、許可制度上の条件に適合したものとなっています。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また発電事業に関しては、経済産業省の認定済みです。以上、農地法第4条第6項及び農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、いずれも許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 4条調書、整理番号1及び5条調書、整理番号6については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。ただいま事務局より説明がありましたとおりでございます。令和6年3月17日に中邨推進委員と現地確認を行いました。ソーラーパネルの下でミョウガを作付されておりますが、時期的にも確認が難しい状況でしたが、毎年出荷状況を提出されており、去年は雨量が少なく平均収量に満たなかったものの、その前の年は収量を満たしておられることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号20中邨推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。申請地は土地改良事業には該当せず集落が進める農地利用最適化推進に問題ありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず4条調書、整理番号1について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、4条調書、整理番号1については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、5条調書、整理番号6について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号6については、許可とすることに決定いたします。
議案第49号については以上であります。

議長 続きまして、議案書第50号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
5条調書、整理番号2について継続審議となっていた案件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第50号、整理番号2番について説明します。調書は8ページ、参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21ページです。当案件は、4月総会にて提出した土地利用図面について、農業委員、推進委員が現地立会時に申請人から説明を受けた内容と相違があった旨発言があったことから、継続審議となっていたものであり、今回改めて内容をお諮りするものです。

申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。令和5年4月の農振計画見直しにより、荒廃による原野化を理由に農用地区域から除外手続きがされています。申請内容は、太陽光発電施設設置を目的とする、農地の売買です。計画によると、859平方メートルの区域に太陽光発電施設として、太陽光パネル212枚、パワーコン10台を設置されます。造成工事については、切土及び盛土による土砂搬出はありません。敷地周囲には安全対策としてフェンスを設置するほか、敷地には防草シートを整備するなどの保全対策をされます。雨水排水については、自然地下浸透処理のほか、東側の既設水路を経由し、最終的に一級河川佐治川に放流処理されます。この点については、当初敷地東側に導水する計画でしたが、去る4月17日に関係者が再度現地立会をされ、西側に導水することで協議を了した旨の報告がありました。なお今回の修正報告にあたり、申請人に対しては、地元関係者、農業委員・推進委員とで十分に事業の内容が共有され、その内容をもって書類申請がなされるべきである旨、指導しました。

以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する

資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号2については、議席7番森地委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号7番森地です。整理番号2について説明いたします。申請地は、事務局の説明のとおりで前回保留になっていた雨水の排水経路について、4月17日に自治会長、副区長、小川推進委員と業者とで現地の再確認を行いました。結果、東側から西側へ変更することで、4月30日に役員会で議論された状況であります。

5月9日に詳しい説明が業者から提示され、新しい排水経路図に変更になり、自治会長と小川推進委員と業者と協議を行い合議となりました。

雨水については、当初東側に流れ資材置き場の方に雨水が流れていましたが、そこを堰き止めて西側の方に流すということになっています。地元自治会とも協定書を結んで、工事を行うというようなことでよろしく審議をお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号29小川推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号29小川です。概要につきましては、事務局と森地農業委員が述べられたとおりでございます。今回に関しまして、配布されています最終の図面を確認いただきたいのですが、今回の申請地が1839-2というところでございます。その北側に農地1839-1があり、更に北側に1835番地に竣工済みの太陽光パネルがあります。この3筆については、同じ業者でございます。

令和5年12月の農業委員会総会において、今回と同じように雨水の流下方向が違うということで発言させていただいたのは1835番地でございます。

1835番地につきましても、西側へ雨水を排水するというところで、令和5年度の区長、私、森地農業委員と業者の立ち会いのもと、西側へ雨水を流すという形で、意見書を使っていたのですが、令和5年12月農業委員会総会で事務局から提出された排水経路図面は東側へ雨水を流すという図面であったので、ときにそのことを指摘させていただきました。雨水経路が違うことについては今回の件と全く一緒でございます。

それに関して意見したいのですが、立ち合い時と議案書の図面が違うということが起きないようにしていただきたい。

今回なぜこのようになったのかを業者の方から説明を受けました。この5条第1項の許可申請書の中に排水路がちゃんと明記をしてあり、これを踏まえて現地でちゃんと確認しています。なお、どうして西側だと言いますと西側に進入路がありますがこれは里道になっています。里道のため里道の形を確保するというこ

とと元々里道の法面があって水田があり、一番下の作業資材置き場が、それを考慮して水路という形で整備しています。里道の形状を崩さないようにと当時に区の方と一緒に指示をしております。今回も同様でございます。

この場で述べていいのかわからないのですが、この申請書は市に提出されているはずなので、市に提出されている書類を業者が持って来てそれを現地で確認し、意見書で押印させていただいてるんですが、農業委員会総会になって、それが変わってるのかっていうのが2回連続であり、なぜこの案件について、こうなのかっていうところが理解できないところであります。

ただ単に事務的な形でこういう書類が事務局の方でとっているんじゃないかなとそのような不信感を抱いております。

この谷はずっと北側の奥まで耕されていない水田が続いています。雨水排水が全部田の排水となっています。今回のように太陽光パネルが連続して設置されると、結局、開発行為的な面積になり、排水路への雨水量が増えるんですね。去年竣工した太陽光パネルにより、排水路の水が増加しています。

実は県道の土手を洗掘するような事態が起きています。行政により、このように連続する場合は、条例法令では問題ないのかもしれないのですが、この雨水に対する被害が将来懸念されますので、事務局を通じて行政側に対策していただければお願いしていく方がいいのではないかと感想を持っています。以上でございます。

議 長 事務局の方から説明をお願いします。

事 務 局 小川推進委員ご指摘ありがとうございます。

その図面に対する部分につきましては、先ほど申し上げましたが、地元関係者、農業委員、推進委員そして市当局は同じ内容が共有されるということが当然かと認識をしておりますので、当該事業者に対してはその旨を指導させていただきました。

もちろん、この業者だけでなく、どの事業においても同様の考え方と思いますので、図面につきましては共有し、もし変更があった場合には、速やかに関係者が共有するようにしたいと考えております。

また雨水排水の洗掘につきましては、農業委員会の所掌ではありませんが、ご指摘のとおり、開発部局の方にも相談連携させていただきながら、情報の方は提供させていただきたいと思います。

担当推委 区域番号29小川です。はい、ありがとうございます。

最後に1点だけですが、竣工済太陽光パネルの所のことですが、私どもが現地で受けた雨水の排水方向ではなく、農業委員会総会の図面のように東側に流れていますので、西側の方向へ雨水排水を変更いただくように、業者にお伝えしようかと思っています。ただ、この農業委員会総会で許可をいただいておりますので、

どのような形になるかわかりませんが、区長、農業委員や推進委員が現地で受けたのは、西側の道路側に排水路を造るということを現地で説明を受けて意見書に押印しましたが、悲しいかな、この農業委員会では、東側に流す図面で許可が決定されています。それをちょっとお伝えします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 ご質問等も無いようですので、まず5条調書、整理番号2について採決いたします。

許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手多数】賛成16人、反対1人

議 長 挙手多数でございます。

よって、5条調書、整理番号2については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号7について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号7番について説明します。参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画図は24ページです。申請地は、市街化調整区域内の青地農地です。申請内容は、工事用ヤード整備を目的とする、農地の賃貸借で、一時転用です。申請によると、新名神高速道路の6車線化事業に伴う杣川橋拡幅工事において、工事用の大型クレーンを搬入し、JR草津線を横断する架設工を行うための作業ヤードとして利用されます。許可後、転用工事に着手し、令和6年5月から令和8年8月まで作業ヤードとして利用し、その後、令和8年9月から令和9年2月末までに機能復旧する計画をされています。国からの通知では、一時転用の期間は「当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小限の期間」とされておりますが、当該申請は、その必要最小限であると考えます。造成工事については、おおきく①作業ヤードの整備、②桁の架設工、③現況復旧の工程となります。敷地の耕土及び土砂を鋤取り、地盤改良後、碎石により路面整地をし、作業車両が往来する箇所には敷鉄板を設置されます。鋤取った耕土は別途置き場を設け、シート保護される予定です。作業ヤードの整備完了後には、北側の県道との擦り付け部から大型クレーンを搬入し、桁材を設置されます。雨水排水については、自然地下浸透をベースとしつつ、表面水が県道側に流出しないように逆勾配に地盤整備するほか、既存水路への土砂流出や溢水した雨水の洗堀防止のため、大型土嚢を配備されます。そのほか、事業により東から西に流れる既存の農業水路系統を阻害しないように、盛土区間や桁材配置箇所などでは、仮設排水管による一

部付け替えや、覆工板により水路断面を確保するなどの養生をされます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回、農地転用に際し、耕作者をはじめとする地元関係者の同意が得られているとともに、道路管理者とも協議がなされています。また、事業に要する資金は自己資金とされます。以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号7については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号10番奥村です。令和6年1月7日、吉田推進委員、地元関係者、工事関係者と現地確認を行い、その後説明を受けました。名神高速道路6車線化において、杣川の仮設工事において、大型クレーンを配置する場所が必要となったために設置場所を工事作業ヤードとして、使用されるための一時転用です。工事の工程等、先ほど事務局から詳しく説明いただいたとおりです。工事後の原状復旧についても、地元関係者の方と協議され、協議議事録確認書が作成されており、地元の同意も得られておりますので、許可相当と判断いたしましたし、よろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号28吉田推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。この申請は、農地の一時転用3年以内での農地転用です。申請該当地は、新名神高速道路、JR草津線、県道4号線に隣接している農地2筆です。NEXCO西日本の新名神6車線化に伴い、JR草津線が横切っている上の高架高速道路に橋梁を設置するための工事用地として一時賃貸借されます。転用期間中は、農地の大規模な形状変更として4m程度の掘削と土壌の搬出。また形質変更として重量に耐える土壌改良と碎石盛り土が行われます。NEXCO西日本と地元関係者および耕作者との複数回の協議を経て協議議事録確認書を受け、関係者合意に至りました。転用後は、現況の農地復旧を基本として地目用途に支障が出ないように整備復旧されるとの合意となっています。今後、区自治会を通じて区民の方への工事内容説明も行われる予定となっています。以上のことを踏まえ、農地利用最適化の観点として転用後も農地継続となる事から問題ないと考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号7について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号7については、許可とすることに決定いたします。
なお、整理番号7は、農用地区域内の面積が2,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号8について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号8番について説明します。調書は9ページ、参考図は25ページ、26ページ、土地利用計画図は27ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。申請地を駐車場にするための申請です。申請によると、申請地に隣接し居住する譲受人が、子の結婚により家族が増えたことより必要となった自家用車2台分の駐車場として、当該地を利用されます。現地はすでに碎石舗装されており、雨水排水については、自然地下浸透としつつも、あふれた雨水は前面道路側溝に放流されることに加え、隣接する農地が申請地よりも一段高いことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

議 長 5条調書、整理番号8については、議席9番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番勝井です。私からも現地確認と意見を申し述べます。令和6年4月8日に譲受人より説明を受けながら吉田推進委員と現地確認しました。事務局からの説明のとおりで、平成15年当時許可なくの駐車場への転用もありますが、反省と今後の遵守についての顛末書を添付され、周辺農地への影響もないと、現地確認しましたので許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号35吉田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号35吉田です。譲受人は平成15年度から当該農地を借り受けていましたが、その間相続が発生し、相続人からこの度更新される予定となりました。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号8について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号8については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号9については、整理番号10と関連がございますので、一括審議いたします。なお、採決は個別に行います。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号9番、整理番号10番について説明します。参考図は28ページ、29ページ、土地利用計画図は30ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。申請地を資材置場にするための申請です。申請によると、緑化用砂ゴケの生産、販売を行う申請人において、事業拡大に伴い新たな保管場所が必要となり、申請人の事業所からほど近い当該申請地にて、パレット等の資材置場として利用されます。

整理番号10番については、隣接関係者の同意を取得する時期が異なったために、申請人において二つの申請とされましたが、事業は同一内容となっています。元の畑地の地盤を生かして露天利用されることから、新たな造成工事はなく、雨水排水についても、自然地下浸透とされ、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号9及び整理番号10については、議席17番山川委員、説明をお願いします。

担当農委 議席１７番山川です。令和６年３月２０日に業者担当者、私と山本推進委員と現地立ち合いをさせていただきました。現在、不耕作地ですが、それが資材置き場になるということでございまして、特に問題ないと考えております。よろしくお願い申し上げます。

議 長 続いて、区域番号２８吉田推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事 務 局 代読します。さる３月２２日に山川農業委員と現地確認を行い、説明を受けました。雑草の除去以外は現状のままで資材置き場として使用することでした。周辺住民の許可も取られていることから、特に問題ないと思います。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、５条調書、整理番号９について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、５条調書、整理番号９については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、５条調書、整理番号１０について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、５条調書、整理番号１０については、許可とすることに決定いたします。
議案第５０号については以上であります。

議 長 続きまして、議案第 5 1 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 5 1 号について説明します。
今月の決定は、3 1 件です。1 1 ページの利用権等設定総括表をご覧ください。賃貸借権および使用貸借権の設定の面積は 1 4 7, 5 2 7 平方メートルです。借り手、貸し手、農地の所在、面積、期間等は、1 2 から 1 9 ページの利用権設定等の明細のとおりです。次に、借り手の農地台帳による経営状況は、2 0 ページのとおりです。
以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など改正前の農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご意見等ございましたらお伺いいたします。

担当農委 議席 1 番藤井委員です。2 0 ページの耕作面積を確認すると耕作面積が 0 m²のため、これまで農業を全くされてないようだが、新規にこれだけの面積の農業をされるということですが、これまでどのようなことをされていたのか、また新たにどのようなことをされるのかについて教えていただきたい。

事 務 局 本件は 3 1 件でございますが、すべて一人に向けて受けられる内容となっております。こちらの方につきましては、家族で農業経営されていた方で、いわゆる家族承継という話になっております。ただ、手続き上、家族承継とはいえ、今回新規としての取り扱いとなることから、このような記載になっております。よろしくお願いいたしますと思います。

議 長 他にご質問ありませんか。

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第 5 1 号について、採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第 5 1 号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をいたします。
議案第 5 1 号については以上で、あります。

議長 続きまして、議案第52号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表（案）」及び「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第52号につきまして、ご説明します。議案書21ページをご覧ください。まず、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表（案）」についてです。22ページは、令和6年4月1日現在の農業委員会の状況です。農業委員19名、推進委員45名の体制で、農家数や認定農業者数、耕地面積などを掲載しています。次に23ページでは、最適化活動の実施状況ということで、1最適化活動の成果目標(1)農地の集積では、①で管内の農地面積、これまでの集積面積、集積率を計上し、課題としては、高齢化等による農業従事者の減少や耕作放棄地の増加、未整備田地域や中山間地での圃場の条件が悪いことが集積を図る課題となっていること、また「地域計画」の策定及び実質化が急務となるとしてしています。②では、令和5年度の集積目標を掲載しています。令和13年度末までに集積率が75%となるように設定した令和5年度の目標です。③は令和5年度の実績になります。目標に対する達成状況として96.3%となり、点検結果としては、「おおむね達成」としてしています。(2)遊休農地の発生防止・解消では、①現状及び課題で、遊休農地271ha、うち緑区分247ha、黄区分24haとなっています。②の目標では、令和3年度に行った利用状況調査247haの5分の1に相当する49haの解消を目標にし、24ページの黄区分20haを目標とし、その解消に向けた方針をあげていました。また新規発生した緑区分の遊休農地39haは、すべて次年度に解消することを目標としています。25ページの③実績では、既存遊休農地の解消の実績ということで、既存緑区分と黄区分、新規発生の緑区分の解消実績面積をそれぞれ計上しており、緑区分の既存遊休農地解消達成率が18.4%、新規緑区分についても39haの目標に対し3haの解消ということをふまえ、「目標に対して下回る結果となった」としました。なお、④その他は、令和5年度に行った利用状況調査の内容を記載しています。次に24ページ下段の(3)新規参入の促進では、①で過去直近3年間の状況を、②は権利移動の面積目標で、下の※印にもありますように、農地法3条等で権利移動の発生した面積の平均172.8haの10分の1以上の17.3haを目標値とし、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得たうえで公表する農地の面積としています。25ページの③実績では、公表した面積は7.8haとなっており、公表している市のホームページのURLも記載しています。参考として、令和5年度の新規参入経営体、取得農地面積も掲載しています。点検結果については17.3haの公表目標に対し7.8haとなったので、「目標に対して下回る結果となった」としました。次に2最適化活動の活動目標についてです。(1)では、推進委員等が最適化活動を行う日数を月10日とし、(2)では、活動強化月間の設定、設定回数3回に対して実績は3回となりま

した。26ページの(3)新規参入相談会への参加目標については2回、実績については1回参加いただくことができました。目標の達成状況の評語については、(1)活動日数目標、月10日にしていたことから、結果として「目標に対して下回る結果となった」としています。次ページ27ページ、Ⅲ事務の実施状況では、総会の開催実績、農地転用に関する事務の処理件数等、また違反転用はありませんでしたが、違反転用への対応ということで状況を公表します。

続いて、28ページからは、令和6年度最適化活動の目標の設定等の(案)についてです。Ⅰの農業委員会の状況(令和6年4月1日現在)としては、先ほどと同じです。29ページは、Ⅱ最適化活動の目標ということで、(1)①では、これまでの集積の状況。②目標として、先ほどの評価にもありましたように令和13年度末までに集積率を75%としたことから、令和6年度の単年における集積面積は144haとしています。(2)遊休農地の解消では、①で現状を掲載していますのと、②の目標で、ア既存遊休農地の解消のa緑区分の遊休農地の解消ということで、令和3年度の利用状況調査で247haでしたので、その5分の1にあたる49haを目標年、b黄区分については20ha、イ新規発生した緑区分の遊休農地解消目標面積は1.97haを目標としています。30ページ、(3)新規参入の促進では、①現状として直近3年度の状況。②の目標は、直近3年度の権利移動面積の10分の1の15.2haを挙げています。次に、2最適化活動の活動目標で、活動日数は月あたり10日としました。(2)活動強化月間の設定目標については4回を目標に。(3)の新規参入相談会への参加目標は2回としました。以上です。

議長 　ただいま事務局より説明がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第52号について、採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、議案第52号については、決定することといたします。議案書の案を消していただきますようお願いします。
議案第52号については以上で、あります。

議長 　続きまして、議案第53号「甲賀農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第53号について説明します。農用地区域内の農用地等の変更は、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に影響を及ぼさないこと等の要件について「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項」の規定により、農業委員会の意見を聴くこととされています。今回の変更は7件で、すべて除外であり、土地の所在・面積、変更の理由等については、32ページのとおりです。計画見直しについては、当該地域の区長、農事改良組合長、農業委員さんにおいても確認の上、申請されているものであり、全体では33ページのとおり、除外が21, 393平方メートルの計画変更です。除外について、農用地の条件に適合しないことから除外するものと、何らかの利用目的があり、やむを得ないとする除外の2種類があります。農用地条件に適合しない除外については、現地確認の上、判断されているので、今回は利用目的のあるものについて、抽出して説明します。対象地の位置関係は、別冊の「11条公告、甲賀農業振興地域整備計画書（農用地利用計画変更）（案）」の資料のとおりです。

最初に、番号1番、別冊B1は土山町前野地先において、資材置場とするための除外予定地です。建設業、不動産業を行う事業者において、事業拡大に伴い、建設資材等を保管するにあたり、本社工場隣接地には適切な広さの代替地がなく、本社に近接した当該地を資材置場とする内容となっています。

次に、番号2番、別冊B2は土山町地先において、倉庫及び作業所とするための除外予定地です。砂利採取業、土木工事業を行う事業者において、事業拡大に伴い、本社に隣接した当該地を事業用倉庫、作業所として整備する内容となっています。

次に、番号7番、別冊C4は甲賀町神地先において、墓地用地とするための除外予定地です。性質上、既存の墓地に隣接する必要がある、適切な広さが確保できる当該地を墓地用地とされる内容となっています。

なお、途中割愛した番号3番から6番については、先ほど申し上げました、農用地条件に適合しないための除外となっており、内容は調書記載のとおりです。農業振興地域整備計画の変更については、以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

担当農委 議席3番緩利です。除外になれば地目はどうなるのですか。

事務局 地目につきましては、現段階ではすぐ変わるものではございません。あくまでその農用地の区域、いわゆる青地の除外の手続きが、まずこの段階で承認を受けて提出されるということでございます。

つまり畑地ないし田の状況で除外された場合には、一旦そのままの地目で残ります。農業委員会としては、その後農地転用の動きがあった場合には、しかるべきそのタイミングで農地転用の手続きがなされると理解しております。

議 長 他にご質問ありませんか。

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第 5 3 号について、採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第 5 3 号については、市へやむを得ない旨の通知をいたします。
議案第 5 3 号については以上で、あります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件 1 「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求め
ます。

事 務 局 報告します。調書は 3 4 ページから 3 6 ページ、参考図は 3 1 ページから 3 5
ページです。今月は農地法第 4 条の届出が 1 件、農地法第 5 条の届出が 6 件です。
以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたらお
伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようでしたら報告案件は以上でございます。
これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。

議 長 事務局報告事項について、順次説明をお願いします。

事 務 局

- ・ 県常設委員会報告
- ・ 地域パトロールについて
- ・ 農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
- ・ 委員等の実績報酬の改定について

- ・推進委員の募集状況について
- ・経過と予定
- ・令和6年度農事（農業）改良組合長名簿の配布について

議 長 報告事項は以上でございます。

議 長 それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。